

新型コロナウイルス感染症関連 マル経資金(小規模事業者経営改善資金)

甲府商工会議所作成 ☎055-233-2241(令和2年3月26日現在)

問合せ先	甲府市内：甲府商工会議所 ☎055-233-2241、甲府市外：各市町村商工会議所、商工会
対象	(※商工会議所、商工会の長の推薦が必要です。) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方かつ、次のすべてを満たす法人または個人事業主 ◇常時使用する従業員が20人(商業またはサービス業(宿泊業および娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む方については5人)以下の法人・個人事業主の方 ◇最近1年以上、商工会議所地区内で事業を行っている方 (商工会地区の方は「商工会地区内」となります) ◇商工会議所の経営・金融に関する指導を原則6ヵ月以上受けており、事業改善に取り組んでいる方 (商工会地区の方は商工会の経営指導となります) ◇税金(所得税、法人税、事業税、都道府県民税等)を完納している方 ◇日本政策金融公庫の非対象業種等に属していない業種の事業を営んでいる方
利率	【当初3年間】0.31%【1.21%(令和2年3月26日現在)－0.9%(別枠の1,000万円以内)(注)】 【4年目以降】1.21%(令和2年3月26日現在) (注)「1.21%(令和2年3月26日現在)－0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率－0.9%」の適用限度額に含まれます。
限度額	2,000万円(通常の融資額)＋別枠1,000万円
返済期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
据置期間	設備資金4年以内(別枠の1,000万円以内) 運転資金3年以内(別枠の1,000万円以内)
保証・担保	不要(保証協会の保証も不要です)

通常のマル経資金(小規模事業者経営改善資金)

問合せ先	甲府市内：甲府商工会議所 ☎055-233-2241、甲府市外：各市町村商工会議所、商工会
対象	(※商工会議所、商工会の長の推薦が必要です。) 次のすべてを満たす法人または個人事業主 ◇常時使用する従業員が20人(商業またはサービス業(宿泊業および娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む方については5人)以下の法人・個人事業主の方 ◇最近1年以上、商工会議所地区内で事業を行っている方 (商工会地区の方は「商工会地区内」となります) ◇商工会議所の経営・金融に関する指導を原則6ヵ月以上受けており、事業改善に取り組んでいる方 (商工会地区の方は商工会の経営指導となります) ◇税金(所得税、法人税、事業税、都道府県民税等)を完納している方 ◇日本政策金融公庫の非対象業種等に属していない業種の事業を営んでいる方
利率	1.21%(令和2年3月26日現在)
限度額	2,000万円
返済期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
据置期間	設備資金2年以内 運転資金1年以内
保証・担保	不要(保証協会の保証も不要です)
申込期間	特になし

<注意事項>

※融資には、それぞれ条件や所定の審査等があります。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種融資一覧

甲府商工会議所作成 ☎055-233-2241(令和2年3月26日現在)

融資名 (順不同)	経済変動対策融資 (山梨県商工業振興資金)	特別経営安定資金 (甲府市中小企業振興融資)	新型コロナウイルス 感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)	新型コロナウイルス 感染症特別貸付 (商工組合中央金庫)
問合せ先	山梨県商業振興金融 ☎055-223-1547 【金融機関にも問合せ可】山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫 山梨県民信用組合、みずほ銀行、りそな銀行、商工組合中央金庫 (※県制度のみ取扱い：三菱UFJ銀行、三井住友銀行、都留信用組合)	甲府市商工課 ☎055-237-5695	日本政策金融公庫 甲府支店 国民事業 ☎055-224-5361 中小事業 ☎055-228-5790	商工組合中央金庫 甲府支店 ☎055-233-1161
対象	①(セーフティネット保証5号) 国が指定する業種で、最近3 か月の売上高等が前年同期 比5%以上減少 ②(セーフティネット保証4号) 1か月の売上高等が前年同 月比20%以上減少、かつ、そ の後の2か月を含む3か月の 売上高等が前年同期比20% 以上減少見込み ③(危機関連保証に対応) 1か月の売上高等が前年同 月比15%以上減少、かつ、そ の後の2か月を含む3か月の 売上高等が前年同期比15% 以上減少見込み	甲府市内に住所と主な事業 所があり、同一事業を1年以 上営んでおり、次のいずれか に該当する方 ①最近3か月間の売上等が対 前年同月比5%以上減少して いる方 ②最近3か月の売上総利益が 対前年同月比20%以上減少 している方 ③セーフティネット保証の認 定を受けた方	新型コロナウイルス感染症の 影響を受け、一時的な業況 悪化をきたしている方であ って、次の(1)または(2)のい ずれかに該当し、かつ中長期 的に業況が回復し、発展す ることが見込まれる方 (1)最近1か月の売上高が前 年または前々年の同期と比 較し5%以上減少している方 (2)業歴3か月以上1年1か月未 満の場合は、最近1か月の売 上高が次のいずれかと比較 して5%以上減少している方 ①過去3か月(最近1か月を含 む)の平均売上高 ②R1.12月の売上高 ③R1.10~12月の平均売上高	新型コロナウイルス感染症の 影響により直近1ヶ月の売上 高が、前年または前々年の 同期比5%以上減少している 方 ※株主である中小企業の組 合と、その組合員の皆さまが 融資対象です。(未加入の場 合は申込時に相談ください。)
利率	①償還期間 5年以内 1.3% 10年以内 1.5% ②1.4% ③1.4%	年1.6%(責任共有) 年1.4%(セーフティネット保証有)	(1)国民生活事業 ①3,000万円以内の部分 当初3年間: 基準金利 ▲0.9% 3年経過後: 基準金利 ②3,000万円を超える部分 基準金利 (2)中小企業事業 ①1億円以内の部分 当初3年間: 基準金利 ▲0.9% 3年経過後: 基準金利 ②1億円を超える部分 基準金利 注1) 基準金利は災害発生時の融 資制度に適用される利率(融資期 間に応じた所定の利率)が適用。詳 細は日本公庫HPを確認ください。 注2) 一部の対象者は、基準金利 ▲0.9%の部分に対して別途決定さ れる実施期間利子補給がされ、当 初3年間は実質無利子となる予定。	商工中金所定の金利 ※下限は日本公庫の基準金利 ※利子補給について (1) 商工中金の利率が日本公庫基 準金利を上回る場合、残高3億円ま での全額について借入期間中にわ たり、日本公庫の基準金利までの 利子補給があります。 (2) 更に残高1億円まで当初3年間 は日本公庫基準金利から▲0.9% の利子補給があります。 ★別途、一定要件(売上減少: 中小 企業▲20%以上、小規模事業者 ▲15%以上)を満たす方は残高1億 円まで当初3年間は金利0%となる まで利子補給を受けられます。 (2)、★に関しては、4年目以降はこ の利子補給はありません。
限度額	①~③それぞれで5,000万円 以内	運転資金(不況対策) 2,000万円以内	(1)国民生活事業 6,000万円以内 (2)中小企業事業 3億円以内	元高 20億円以内 残高 3億円以内 ※元高: 貸付残高の合計金額 ※限度額は日本政策投資銀行 等との合算運用となります。
返済期間	①~③とも10年以内	7年以内	設備資金20年以内 運転資金15年以内	設備資金20年以内 運転資金15年以内
据置期間	①、②1年以内 ③2年以内	1年以内	設備、運転いずれも5年以内	設備、運転いずれも5年以内
保証・担保	保証料率(県補助後) ①0.4% ②0.45% ③0.4% 担保 金融機関または信用保証 協会の定めによる	信用保証協会の保証が必要	無担保	担保提供をお願いすることが あります。
申込期間	①国の指定業種である間 ②令和2年6月1日まで ③令和3年1月31日まで	令和2年4月1日 ~令和3年3月31日		特になし

<注意事項>

※融資には、それぞれ条件や所定の審査等があります。詳細については各問合せ先にご確認ください。

※既往融資の条件変更等については、現在借入のある金融機関へご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種融資一覧

甲府商工会議所作成 ☎055-233-2241 (令和2年3月26日現在)

融資名 (順不同)	新型コロナウイルス 対応支援ファンド (りそな銀行)	山梨中銀災害等 特別貸付 (山梨中央銀行)	①危機関連保証 ②経営安定関連 保証 <small>(セーフティネット保証4 号、5号)</small> (甲府信用金庫)	新型コロナウイルス 感染症対策 特別融資 (山梨信用金庫)	新型コロナウイルス 感染症被害 対策融資 (山梨県民信用組合)
問合せ先	りそな銀行 甲府支店 ☎055-222-5155	山梨中央銀行 ☎各支店	甲府信用金庫 ☎各支店	山梨信用金庫 ☎各支店	山梨県民信用組合 ☎各支店
対象	新型コロナウイルスの 感染拡大により被害・ 影響を受けた法人また は個人事業主の方	新型コロナウイルスの 感染拡大により被害・ 影響等を受けた法人 または個人事業主で、 原則として当行との融 資取引がある方	①新型コロナウイルス の影響により最近1か 月の売上が前年比 15%以上減少、かつ 今後2か月間も15%以 上減少見込 ②-1(4号)新型コロナ ウイルスの影響により 最近1か月の売上が前 年比20%以上減少、 かつ今後2か月間も 20%以上減少見込み ②-2(5号)指定業種で、 最近3か月間の売上が 前年比5%以上減少	次のすべてを満たす 法人または個人事業 主 ①業歴2年以上 ②新型コロナウイルス の感染拡大により被 害を受けられた事業者	下記の条件を全て満 たす法人また個人事 業主の方 ①業歴2年以上(2期連 続の確定申告・決算) で税金の滞納が無い 方。ただし、法人の場 合は個人から法人成 りした個人の期間を考 慮します。 ②新型コロナウイルス を要因とした一時的な 業況悪化により、資金 繰りに支障をきたして いる方、またはきたす 恐れがある方
利率	当行所定の金利	当行所定の特別金利	①、②ともに 当金庫所定の金利	当金庫所定の特別金 利	当組合所定利率より ▲0.5%を適用 信用保証協会利用の 場合はさらに▲1.0%と します。
限度額	原則 5 億円以内	5,000万円以内	①、②ともに 8,000万円以内	5,000万円以内かつ前 年度平均月商の6か月 以内	5,000万円以内 ※設備資金は所要設 備金額の範囲内
返済期間	5 年以内	設備資金10年以内 運転資金 7年以内	①、②ともに10年以内	運転資金 10年以内 ※手形貸付は2年以内	運転、設備ともに10年 以内。 ※手形貸付は1年以内
据置期間	個別案件ごとにご相談 させていただきます	設備、運転いずれも 1年以内	①2年以内 ②1年以内	1年以内(証書貸付)	1年以内(証書貸付)
保証・ 担保	個別案件ごとにご相談 させていただきます	個別案件ごとにご相談 させていただきます	①、②ともに 保証は信用保証協会 の保証+法人は原則 代表者(個人は原則不 要) 担保は不要 ※①、②ともに各金融 機関でも取扱い可能 です。	個別案件ごとにご相談 させていただきます	①信用保証協会の保 証を利用しない場合 個人:第3者保証不要 法人:代表者 担保は個別審査 ②信用保証協会の保 証を利用する場合 担保および保証人に ついては信用保証協 会所定の方法。
申込期間	終了期間未定	令和2年2月6日 ～令和2年9月30日	終了期間未定	令和2年3月4日 ～令和2年9月30日	令和2年2月19日 ～令和2年9月30日

<注意事項>

※融資には、それぞれ条件や所定の審査等があります。詳細については各問合せ先にご確認ください。

※既往融資の条件変更等については、現在借入のある金融機関へご相談ください。

セーフティネット保証の利用手続きについて【甲府市商工課(☎237-5695 甲府市本庁舎8階)】

本制度は、突発的災害等(新型コロナウイルス感染症含む)により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、事業所の所在地の市町村長認定を受けることにより、山梨県信用保証協会の保証限度額の別枠化を行う制度です。

【認定要件】甲府市内において1年以上の事業実績があり、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後原則として1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少の見込まれる中小企業者が対象。

【指定期間】令和2年2月18日から令和2年6月1日まで

【必要書類】認定申請書2部、認定申請に伴う別紙1部、許認可証の写しなど

※認定申請書はHPよりダウンロード可能(<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shoko/business/jigyoo/kee/safetynet.html>)

※認定申請をしてから認定書もらうまでには3営業日ほどかかります。